

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市津福本町 2 3 0 0 番地 1 0
氏 名 株式会社フチガミ
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 瀧上 勇介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田 康一



許可の年月日 令和7年5月22日
許可の有効年月日 令和14年5月21日

- 1 事業の範囲
別表のとおり
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
なし
- 3 許可の条件
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成18年5月22日	
変更届出	平成22年4月22日	住所を「福岡県久留米市梅満町1645番地の8」から「福岡県久留米市津福本町2300番地10」に変更
更新許可	平成23年5月22日	
優良認定	平成23年5月22日	
変更届出	平成24年3月26日	法人の代表者を「瀧上健敏」から「瀧上明彦」に変更
更新許可	平成30年5月22日	
優良認定	平成30年5月22日	
更新許可	令和7年5月22日	
優良認定	令和7年5月22日	
変更届出	令和8年5月27日	法人の代表者を「瀧上明彦」から「瀧上勇介」に変更

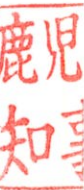


5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・☒無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒有・無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。



(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
鉍さい	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ダイオキシン類
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
感染性産業廃棄物	
廃石綿等	

